



# Marist Brothers International School

1-2-1, CHIMORI-CHO, SUMA-KU, KOBE, 654-0072, JAPAN

Ph: (078) 732-6266

Email: info@marist.ac.jp

Fax: (078) 732-6268

Web: www.marist.ac.jp

## インフルエンザの出席停止期間について

### 出席停止期間

- 1年生から12年生：  
インフルエンザ発症日を0日目とし、5日目までは必ず出席停止。かつ、解熱剤をつかわずに37.5℃未満になってから48時間が経過するまでは、出席停止。
- モンテソリとキンダーガーテン生徒：  
インフルエンザ発症日を0日目とし、5日目までは必ず出席停止。かつ、解熱剤をつかわずに37.5℃未満になってから72時間が経過するまでは、出席停止。

文部科学省により、学校保健安全法施行規則の一部を改正する省令（平成24年文部科学省令第11号）が施行された通知が出たのは、平成24年4月です。医師によっては、この法改正が認知されておられず、違った指示をされる可能性があります。マリスト国際学校は、この省令に沿って学校運営をして参りますので、よろしくご周知下さい。

詳しくは、文部科学省の以下のサイトをご参照ください  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/hakusho/nc/1319523.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/1319523.htm)

### 登校許可証：

インフルエンザに関しては、上記出席停止期間を順守し厚生労働省により決められた期間ご家庭で静養していただければ、登校許可証は必要ありません。しかし、厚生労働省によって決められている日より早く医者が登校を許可するならば、医者に登校許可書を書いて頂き、学校へ提出した後のみ登校可能です。

学生は厚生労働省ガイドラインまたは医師の指示に従って学校に登校することができる。インフルエンザは、本来学校への登校証明書は必要なく、厚生労働省により決められた期間ご家庭で静養します。しかし、厚生労働省によって決められている日より早く医者が登校を許可するならば、厚生労働省によって決められた期間まで、ご自宅で静養されるか、医者に登校許可書を書いて頂き、学校へ提出した後登校してください。

### 学校への報告：

お子様の欠席について、学校へ電話連絡をされる際には、お子様の状態を詳しくお知らせください。学校内での流行状況を正しく把握するためだけでなく、さらなる流行を防ぐために学級閉鎖や学校行事予定の延期の決定等にも必要な情報であるためです。下記の情報をお伝えくださると助かります。

- 欠席の原因
- 発熱の有無
- インフルエンザ様症状の有無
- 医療機関を受診されたかどうか
  - 受診前の場合：今後の受診予定
  - 受診後の場合：インフルエンザを疑われ、抗ウイルス剤治療が開始されたか  
：インフルエンザ迅速抗原検査を受けた場合は、その結果（何型か）

(学校への報告：次のページへ続く)



# Marist Brothers International School

1-2-1, CHIMORI-CHO, SUMA-KU, KOBE, 654-0072, JAPAN

Ph: (078) 732-6266

Email: info@marist.ac.jp

Fax: (078) 732-6268

Web: www.marist.ac.jp

## 学校への報告：

インフルエンザか否かに関わらず、お子様

が欠席なさる場合は、オフィスまでご連絡ください。出欠簿の管理はオフィスで行っているため、クラス担任にすでに連絡をされている場合でもオフィスまでご連絡くださいますようお願いいたします。

お子様がクラスに出席されておらず、朝8時半までに保護者の方からの連絡がない場合は、オフィスより保護者の皆様に上記内容を質問するお電話を差し上げています。なるべく、8時半までにご連絡いただけますようお願いいたします。学校の留守番電話に上記についてのメッセージを残していただいても結構です。

## ご兄弟について：

ご兄弟のお一人がインフルエンザに罹患された、または37.5℃以上の熱があったり、以下のようなインフルエンザ症状がありインフルエンザにかかれた可能性がある場合は、学校への登校を控えてもっています。

－咽頭痛

－関節痛

－嘔吐

－咳

－頭痛

－下痢

－鼻水・鼻づまり

－倦怠感

インフルエンザの潜伏期間は1-4日間ですので、その間は、ご兄弟の状態もご注視して下さい。

## 学級閉鎖／学校閉鎖について：

インフルエンザによる欠席者数にもとづいて、文部科学省の勧告に従って決定されます。校長が最終的な判断をし、閉鎖の日程をご連絡いたします。

## 学業について：

お子様の状態により、可能な範囲で追試等の日程を調節する場合がありますので、お子様が解熱して登校可能日の見通しがたちましたら、**Email**等により、担任までお知らせいただけますと助かります。

## 部活等について：

上記省令にもとづいての参加となりますので、適宜、オフィスや担当教員まで、状態をお知らせください。

## マスクの着用について：

状態が改善して登校される際、咳や鼻が続いている場合は、特に、マスクの着用を徹底してください。あごから鼻までを確実に覆うタイプをお願いいたします。

症状のないお子様も、手洗い励行とできる限りのマスク着用をお勧めします。ウイルスが眼球粘膜を介して感染することを防ぐため、メガネ着用もお勧めしていますが、サングラス等での登校は禁止されています。